

# 「みやぎアンバサダーサミット」企画・運営業務 仕様書

## 1 委託業務名

「みやぎアンバサダーサミット」企画・運営業務

## 2 業務の目的

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに加え、仙台国際空港においても国際線定期便が順次再開されるなど、宮城県の観光を取り巻く状況は好転している。

一方、観光庁の宿泊旅行統計調査（2023年・年間値（速報値））によると、外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍前と比較し、三大都市圏では13.6%増と大幅に回復しているのに対し、地方部では25.9%減と、「ゴールデンルート」に位置する東京や大阪等の自治体と比較し伸び悩んでおり、地方への外国人観光客の誘客が課題となっている。

また、対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献することが期待されており、加えて、海外企業が日本に拠点を設けることで、海外からの流入人口の増加も期待できる。政府は、令和5年4月に対日直接投資残高を早期に100兆円にする目標を掲げ「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を策定し、半導体等の重要分野の投資を促進していく考えを示したが、外資系企業の約8割が、本社機能を東京都、神奈川県、大阪府に置いているなど、一部の大都市圏に対日投資が集中しているという課題がある。

「みやぎアンバサダーサミット」（以下「サミット」という。）の実施により、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、豪州、インド、インドネシア、カンボジア、ベトナム、クウェート、韓国及び台湾等の駐日大使等の代表者を招く場を設けることで、東日本大震災の被害に対する各国・地域からの多大なる支援への感謝を改めてお伝えするとともに、本県の観光をはじめとした経済商工観光分野の取組強化への契機とし、本県の投資環境や物産品等の魅力とポテンシャルを効果的に発信し、本県への誘客促進や外国人材の確保等の国際的な人的交流や、外資企業の投資獲得等に向けた経済交流の活性化を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### 4 サミットの概要

(1) 主催

宮城県

(2) 日程

日程		行事	
令和7年1月23日(木)	午後	オープニングセレモニー	宮城・岩手・福島3県による 観光・物産PR
		観光プレゼンテーション	
	夕方	サミット参加国・地域との覚書等締結式	
	夜	ウェルカムレセプション	
令和7年1月24日(金)	午前	外国人材セミナー	宮城県による観光・物産PR
		国際投資セミナー	
	午後	エクスカージョン	
令和7年1月25日(土)	午前	エクスカージョン	

(3) 参加者(想定)

- ・各国・地域駐日大使館代表者及び随行者 約45名
- ・報道関係者 約40名
- ・観光団体等関係者 約50名
- ・商工団体等関係者 約50名

行事	参加者数(想定)
オープニングセレモニー	約150名
観光プレゼンテーション	
サミット参加国・地域との覚書等締結式	約70名
ウェルカムレセプション	約150名
外国人材セミナー	約150名
国際投資セミナー	
エクスカージョン	1月24日開催分:約70名、1月25日開催分:約40名

(4) 開催場所

以下の施設を想定。受注者は、発注者と協議の上、契約締結後に正式に予約を行うこと。

イ オープニングセレモニー、観光プレゼンテーション、宮城・岩手・福島3県による観光・物産PR  
ホテル松島 大観荘(宮城県宮城郡松島町松島字犬田10-76)

(参考URL: <https://www.taikanso.co.jp/>)

ロ サミット参加国・地域との覚書等締結式  
瑞巖寺(宮城県宮城郡松島町松島字町内91番地)

(参考URL: <https://www.zuiganji.or.jp/>)

ハ ウェルカムレセプション、外国人材セミナー、国際投資セミナー、宮城県による観光・物産PR  
ホテルメトロポリタン仙台

(参考URL: <https://sendai.metropolitan.jp/>)

※宿泊施設はホテルメトロポリタン仙台及びホテルメトロポリタン仙台イーストを想定。

(5) 開催概要

別紙「みやぎアンバサダーサミット開催イメージ資料」参照

5 業務の内容

受注者は、本業務の遂行に当たり、発注者と十分な打合せと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。その際、各国・地域の代表者が一堂に会するサミットの重要性及び趣旨・目的に十分配慮すること。

以降に記載する業務において発生する費用については、全て委託料に含めるものとする。

(1) 業務実施の作業スケジュール作成・体制整備等

イ 作業スケジュールの作成及び調整に関する業務

受注者は、契約締結後速やかに、事前準備期間中、サミット開催中、最終成果物の提出までの詳細な作業スケジュールを作成し、発注者に提出すること。作業スケジュールに変更が生じた際には、随時、スケジュールを見直すとともに、その内容を発注者と調整すること。

ロ サミット実施に関する実施体制・人員配置計画の作成

受注者は、本業務を円滑に実施できるよう、実施体制・人員配置計画を作成し、発注者に提出すること。

(2) 各行事の企画・運営及び各種手配並びに会場設営

イ 受注者は、発注者と協議の上、各行事のプログラム、司会者のシナリオを作成し、発注者に提出すること。

ロ セミナー講師、ウェルカムレセプションゲスト、司会者への謝礼は委託料に含めるものとし、支払業務を行うこと。

ハ 各行事において、司会者（観光・物産PR及びエクスカージョンは除く。）、進行管理者、音響管理者（必要に応じて。）、通訳者、添乗員（エクスカージョンのみ。）、カメラマン及びその他業務実施に必要とされる人員を配置すること。

ニ 受注者は、サミット開催中の全ての行事について、会場レイアウト図の作成、各会場における各種掲示物の設置、各会場（ステージ等）における必要な物品の設営、会場受付の業務を行うこと。会場使用料は、委託料に含めるものとする。

ホ 会場レイアウトは発注者と協議しながら決定すること。また、受注者は会場レイアウト図を作成し、発注者に提出すること。

ヘ オープニングセレモニー開催前に、オープニングセレモニー・観光プレゼンテーション会場において、各国・地域駐日大使館代表者及び随行者に対する昼食を準備すること。昼食に係る費用は、委託料に含めるものとする。

ト 2～3日目の昼食及びウェルカムレセプションの飲食物については、委託料に含めるものとする。

チ 各行事の詳細は以下のとおりである。

(イ) オープニングセレモニー・観光プレゼンテーション

① 目的

サミット参加国・地域に対する、東日本大震災の復興支援への感謝を伝えるとともに、宮城・東北の観光分野の魅力を広く情報発信するもの。

② プログラム（案）

- ・主催者あいさつ
- ・宮城県、岩手県、福島県の三県知事による東日本大震災被災の復興支援への感謝の言葉
- ・宮城県、岩手県、福島県の三県観光PR
- ・東北観光セミナー

③ 会場

約 150 席（スクール形式を想定。）

④ 内容

東日本大震災の復興支援への感謝を表現する演出及び各県の観光の魅力を最大限発信する演出の工夫について、提案内容に入れること。

(ロ) サミット参加国・地域との覚書等締結式

① 目的

サミットを一過性の取組ではなく、双方向での継続的な交流につなげる必要があることから、サミット参加国・地域と個別に各分野に関する覚書等を締結し、ツーウェイツーリズムの拡大や外資企業の投資獲得、輸出入拡大、外国人材の確保等により、県政運営の理念である富県躍進へとつなげるもの。

② 内容

- ・国宝「瑞巖寺」本堂を会場とする利点を最大限生かし、国内外のメディアに広く取り上げられるような、特別な演出・進行を提案すること。
- ・覚書等のデザイン・作成（覚書等の内容は発注者が調整する。）を行うこと。

(ハ) ウェルカムレセプション

① 目的

サミット参加者をおもてなしの心で歓迎し、東日本大震災以降の支援へ謝意を表すとともに、宮城・東北の食の魅力をPRすることで、外国人観光客の誘客や投資促進を図るもの。

② 会場

約 150 席

③ 内容

- ・本県の魅力を発信し、おもてなしの心で参加者を歓迎するアトラクションを提案すること。
- ・受注者はウェルカムレセプション会場内での飲食物を手配すること。
- ・飲食物は、輸出拡大につなげることを念頭に、県産食材を使用した料理や県内酒蔵の日本酒、県内で製造されたお酒等を使用し、県産食材のPRに資する飲食物を提案すること。
- ・飲食物はアレルギー表示を行うとともに、英訳のメニューを設置すること。また、ハラルやベジタリアン等に対する準備・提供を行うこと。

(ニ) 外国人材セミナー

① 目的

県内企業の人手不足解消に向けて、外国人材の活用を推進するため、サミット参加国・地域からの人材受入を促進するセミナーを行うもの。

② プログラム（案）

- ・本県の外国人材確保に関する取組の紹介
- ・県内企業によるプレゼンテーション（3者程度）

③ 会場

約 150 席（スクール形式を想定。）

④ 内容

- ・各国・地域の代表者が一堂に介して実施することから、スムーズな進行に必要な、資機材、設備、実施体制を提案すること。
- ・プレゼンテーション実施企業の選定及び関係機関への協力依頼は発注者が行うものとする。

(ホ) 国際投資セミナー

① 目的

外資系企業の誘致を促進するためには、国内他地域に比して優位性を持つ「地域の強み」を生かした取組を行うことが重要であり、本県には世界的な研究開発シーズを持つ東北大学が立地し、高度な技術力を有する中小企業が集積しているという優位性を発信していくことが有効である。

このことから、サミット参加者へ本県の投資環境をPRし、県内投資環境について理解してもらい、外資系企業の本県への誘致に繋げることを企図して本事業を実施するもの。

② プログラム（案）

- ・本県の投資環境紹介
- ・研究開発のポテンシャル紹介
- ・高度な技術力を有する県内企業の紹介

③ 会場

約 150 席（スクール形式を想定。）

④ 内容

- ・各国・地域の代表者が一堂に介して実施することから、スムーズな進行に必要な、資機材、設備、実施体制を提案すること。
- ・セミナー講師の選定及び関係機関への協力依頼は発注者が行うものとする。
- ・セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施し、結果を取りまとめ、内容を分析し、次回への改善点を付した上で発注者へ報告すること。アンケートは、記録写真関係とともに取りまとめ、報告書として発注者に提出すること。

(ハ) 観光・物産PR

① 目的

宮城・東北の食の魅力や伝統文化、復興、コンベンション情報などを発信するパネル展示、ブース出展及び歓迎装飾等を行う。

② 会場

ブース形式

③ 内容

- ・PRブースでは、感染症対策を講じた上で軽食の提供を可能とする。
- ・各県の観光・物産の魅力を最大限に生かした、会場配置、装飾、ブース内の提供物を提案

すること。

(ト) エクスカーション

① 目的

サミット参加者及び海外プレスを対象に、エクスカーション（以下「ツアー」という。）を設け、観光資源や文化、歴史、震災伝承、防災、学術、食などのPR及び沿岸部被災地域の復興情報の発信を図るもの。

② 内容

- ・1月24日（金）実施分については3コース、1月25日（土）実施分については1コース提案し、発注者と協議の上、企画・運営（バスの手配、視察先との調整、当日の受付・添乗・資料配布・説明を含む。）を行うこと。
- ・「歴史・文化」のコースは、日本三景・松島及び多賀城史跡を巡る内容を提案すること。
- ・「震災伝承・防災」のコースは、県内の震災遺構等の伝承施設を巡る内容を提案すること。
- ・「学術」のコースは、次世代放射光施設（ナノテラス）ほか、県内の大学・研究機関等の最新の研究成果を学ぶことができる内容を提案すること。
- ・1月25日（土）に実施するコースは、宮城蔵王の樹氷等、本県冬の観光コンテンツを存分に体感できる内容を提案すること。
- ・ツアーコースについては、本サミット限定のプログラムを入れる等、サミット参加者の心に残る内容を提案すること。
- ・訪問先への訪問時間や順番、ルート等について企画すること。また、訪問にあたってのアポイントを調整すること。
- ・ツアー開催に当たって必要な経費（食事、入館料、体験料、車両借上料、保険料等）は委託料に含めるものとする。

(3) 記念品手配

サミット参加者向けの記念品について提案すること。

(4) 情報発信及びパブリシティ調整

- イ サミットの内容を県内外に発信する効果的なコンテンツを提案すること。
- ロ テレビ、新聞、雑誌等、国内外の各種メディアにサミットが取り上げられるような効果的な情報発信の方法を提案すること。
- ハ サミットの公式写真・映像を撮影し、行事当日だけではなく、終了後も速やかにメディア等に取り上げられるよう計画・調整するとともに、発注者に写真・映像データを提供すること。

(5) 警備・救急・消防・衛生体制等の整備

- イ 受注者は、サミット開催期間中の警備計画及び緊急時対応（災害、急病人、事故等の発生等）に関する救急・消防・衛生計画を作成し、発注者に提出すること。
- ロ 本項目で作成する警備計画及び救急・消防・衛生計画を踏まえ、発注者から関係団体・関係自治体に警備協力及び救急・消防・衛生協力を要請することとするが、関係団体・関係自治体からの要請により、作成した計画の内容に変更が生じることがある。

(6) 車両手配書及び運行計画書等の作成、車両手配、宿泊調整

- イ 受注者は、サミット期間中の車両手配書及び運行計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ロ 県内の移動に係る借上車両は以下を想定する。

- ・サミット参加者：大型バス3台
  - ・関係者（プレス含む。）：マイクロバス1台
- ハ 借上車両は、参加者数等を考慮し、最終的な手配車種・台数については、発注者と協議の上、決定する。
- ニ 各国・地域駐日大使館代表者及び随行者の本県までの旅費について、委託料に含めるものとし、支払業務を行うこと。
- ホ 受注者は、サミット参加者の宿泊希望を取りまとめ、宿泊施設の調整・手配を行うものとする。  
なお、宿泊施設への宿泊費用の支払いは、本業務から除くものとする。
- (7) 通訳・翻訳の手配
- イ サミットの円滑な実施に必要な通訳を手配すること。必要な人員数は、発注者と協議の上、決定すること。
- ロ 通訳は、サミット期間中の全ての行事、会場に配置するものとする。通訳言語は基本、英語とするが、サミット参加者の要望により他の言語による通訳を求められた場合には、発注者と協議の上、調整すること。
- ハ 通訳は、訪日促進イベントでの実績が豊富で、原則、宮城・東北の観光に関する知識を持つ人物を選定すること。
- ニ 翻訳は、サミット各行事で作成する配布物等について行うこと。翻訳は基本、英語とするが、サミット参加者の要望により、他の言語による翻訳を求められた場合には、発注者と協議の上、調整すること。
- ホ 通訳者・翻訳者への謝礼は委託料に含めるものとし、支払業務を行うこと。
- (8) その他
- 上記(1)～(7)に記載した以外の業務内容について、サミットの効果を更に高める独自提案を行うこと。

## 6 成果物

- (1) 事業終了後、下記成果物を作成し、提出すること、電子データについては、CD-ROM 又は DVD-ROM (以下「電子媒体」という。) で提出すること。
- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| イ 業務完了報告書              | 紙媒体 1 部          |
| ロ 実績報告書 (任意様式)         | 紙媒体 1 部、電子媒体 3 枚 |
| ハ 国際投資セミナー報告書 (任意様式)   | 紙媒体 2 部、電子媒体 3 枚 |
| ニ サミットの写真、記録映像         | 電子媒体 3 枚         |
| ホ その他業務確認に必要な書類 (任意様式) | 紙媒体 1 部、電子媒体 3 枚 |
- (2) 提出場所
- 宮城県経済商工観光部 観光戦略課  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 14 階
- (3) 提出期限
- 令和 7 年 3 月 31 日 (月) 正午

## 7 守秘義務等

### (1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

## 8 その他

(1) 委託業務の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

(3) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。

(4) 本業務で作成した、制作物・成果物等の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、制作物・成果物等の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。

なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、制作物・成果物等に係る著作人格権を行使できないものとする。

(5) 制作物・成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(6) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が制作物・成果物等及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。

(7) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び県が制作物・成果物等について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。

(8) 許諾関係及びプロパティリリース、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。

(9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(10) 制作物・成果物等については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なるように対応すること。